

里親による子育て短期支援事業業務委託契約書

里親による子育て短期支援事業調整機関運営要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人子育ち・発達の里（以下甲という）と里親（以下乙という）との間に、以下のとおり里親による子育て短期支援事業業務委託契約を締結する。

（事業の委託）

第 1 条 昭和町が実施する子育て短期支援事業（以下、「事業」という。）において、実施施設が里親家庭となる場合、昭和町は甲と業務委託契約を締結し、甲は要綱第 4 条の業務を実施する。甲は昭和町から事業の依頼があった場合、委託先として乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、要綱第 7 条に定めるショートステイ里親の業務を実施する。

（委託料）

第 2 条 乙は、前条の事業を実施したときは要綱第 13 条及び第 14 条に定める方法により委託料を事業実施の翌月 10 日までに甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から要綱第 13 条及び第 14 条の定めに基づく請求を受けた日から、30 日以内に乙に支払うものとする。

3 乙は、この事業における利用者の負担金として要綱第 14 条及び第 15 条の定めに基づく額を昭和町へ報告し、昭和町は当該利用者に請求し、受領するものとする。

（契約期間）

第 3 条 本契約の期間は、契約締結の日から令和〇年 3 月 31 日までとする。

（事故の届出）

第 4 条 乙は、この事業実施中利用入所児童に事故が発生した場合は、直ちに応急処置をするとともに、昭和町または甲に届け出るものとする。

(秘密の保持)

第 5 条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、居宅の同居者に、秘密の保持に関して適切な処置を講ずるものとする。

(信義則)

第 6 条 甲及び乙は、審議を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(調査)

第 7 条 昭和町また甲は、乙の委託事業の実施について、隨時に調査し、若しくは必要な報告書を求めることができるものとする。

(情報の提供)

第 8 条 甲は、利用者の処遇向上のために、必要な情報を乙に提供するものとする。

(協議)

第 9 条 本契約に関する疑義又は定めのない事項については、甲乙が協議し解決する。

本契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

(甲)

住 所 山梨県甲斐市島上条1441

名 称 社会福祉法人子育ち・発達の里

理事長 小田切 則雄 印

(乙)

住 所

氏 名 印